

気候 Network 通信



<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四條上ル 高倉ビル305
Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012
E-mail. kikonet@jca.ax.apc.org
URL. http://www.jca.ax.apc.org/kikonet/

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル302
Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463
E-mail. kikitoko@jca.ax.apc.org

<郵便振替口座>

00940-6-79694 (加入者名: 気候ネットワーク)

<銀行振込口座>

東京三菱銀行京都支店
普通口座 1370852 (気候ネットワーク)

CONTENTS

特集:地球温暖化対策推進法

1. まず日本から京都議定書の批准を
- 2・3. 紙上再現:連続公開セミナー
4. 国際性度などの見解と解説
5. 省エネ法:誰のためのトップランナー
6. COP4関連・国内環境政策
温暖化防止推進法付帯決議の概要
7. 報告:エコアジア・東京COP4直前シンポ
8. 各種イベント情報
.....
わたしたちはめざします
- ①「抜け穴」をふさぎ、京都議定書の早期発効を!
- ②日本政府はまず6%削減できる国内対策を!
- ③政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を!
- ④地球規模の公正のため、南北のNGOの連帯を!
- ⑤みんなで協力して温暖化防止を!

ブエノスアイレスでCOP4始まる まず日本から 京都議定書の批准を!

11月2日からブエノスアイレスでCOP4が始まる。COP3での積み残し課題である排出権取引やクリーン開発メカニズムなどの国際取引制度や途上国の参加問題等について、アメリカとEU、途上国の三すくみ状態。何を議題にするかでもまず揉めそうだという。京都議定書の早期発効に向けて前進させるために、京都会議の議長国日本の役割が問われている。

ところが、である。日本政府は京都議定書の早期発効させたいといふものの、発効に不可欠の批准の予定がないというのだ。衆議院の修正通りで10月2日に成立した温暖化対策推進法も、京都議定書の目標達成を担保する法律ではないし、その他国内法の整備ができていないというのが理由だが、要するに、アメリカの批准の見通しがつくまでは日本も批准しないということらしい。アメリカの参加が非常に重要であるとして、それが日本の批准を遅らせたり、アメリカの立場を代弁する理由とはならない。抜け穴だらけの議定書でもよいわけでもない。日本に最も期待されているのはEUや途上国とアメリカとの間の公平で意味ある調整役である。

しかし、COP4を前に出されたクリーン開発メカニズムなどについての日本の非公式見解(ノンペーパー)には、全くといってよいほど理念が見えてこない。そこに加えて、某紙上での、資源エネルギー庁長官の駄目押し発言(10月26日)は、日本が京都議定書キラーとならないように監視が必要であることを痛感させた。「京都議定書の国際約束は守らなければならないのかが見えてこない」というのだから、驚きを超えて呆れてしまう。

ところで、政府自ら位置付けを小さくしてしまった温暖化対策推進法だが、真鍋長官はNGOとの懇談の場で、京都議定書と関係がないものではないだろうとの見方を示した。また国会では京都会議での市民・環境NGOが果たした役割が何度も繰り返された。わずかにだが法文も修正され、付帯決議で市民参加に少しは道が開かれた。京都議定書の発効に向けての市民の役割は、早く整備されるべき京都議定書の批准を担保する法を市民の側で描きながら、基本方針や推進センターづくりのプロセスに参加していくことから始まる。都道府県のセンターや自治体の事務と事業についての率先実行計画づくりにも、今後の法改正を先取りさせよう。国内対策の足固めこそ、京都議定書の抜け穴塞ぎと早期発効に不可欠のプロセスであるからだ。



真鍋環境庁長官との懇談(10/19)

気候ネットワークは、あなたのご意見・情報を求めています。皆さんの参加で気候ネットワークを育ててください。入会の連絡やお問い合わせは気候ネットワーク事務局まで。

連続公開セミナー

第4回:ポスト京都会議の地球温暖化対策

佐和 隆光 京都大学教授

COP3では(1)先進国全体で1990年比5.2%削減する、(2)国別の差異化を施す、(3)1990年以降の植林、再植林などによる吸収分を加算する、(4)6種類のガスを削減対象とする、(5)EUバブルのような共同達成を認める、(6)排出権取引制度を導入する、(7)共同実施を認める、(8)クリーン開発メカニズム(CDM)を制度化する、といったことが決められました。しかしシンクをどのように計算するのか、排出権取引やCDM等をどう制度化するのかなど重要なことが決まっています。

先進各国は「(1990年の排出量)×(付属書Bに定められた値)×5」という排出量を第一約束期間(2008~2012)に与えられています。これを売買するのが排出権取引です。議定書の中では「補足的」という条件がついていますが、その解釈について意見が分れています。共同実施とは先進国間の共同プロジェクトによって排出削減を行うことをいい、先進国と途上国との共同プロジェクトはCDMと呼んでこれと区別します。共同実施では2008年~2012年の、CDMでは2000年~2012年の削減総量がクレジットとなります。共同実施、CDMを行う際にはベースライン*の決定が非常に重要ですが、これを特定するのは非常に難しいことです。

フロンによるオゾン層破壊の問題と同じく、温暖化問題は科学が政治や経済を動かしています。ですからCO2排出量をどの程度に抑えればよいかは科学者が、その目標をいかに達成するかは科学者、経済学者、技術者等が決めるべきです。しかし京都会議前に日本政府が行った“結論を正当化”したプロセスを見ても、省エネ法と温暖化対策推進法をめぐっての通産省と環境庁が覇権争いを見ても、日本では全て官僚が決めているのが現状です。

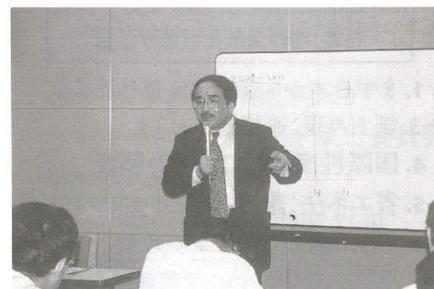
さて、具体的に温暖化対策を考えると、自主的取組、規制の措置、経済的措置が考えられます。日本政府は概して補助金政策を取る傾向にありますが、市場を尊重するのであれば、インセンティブを与えるという意味での炭素税等の経済的措置が優先されてしかるべきです。補助金政策を取るのであれば、太陽電池で発電された電気を通常の10倍の値段で買い上げるドイツ・アーヘン市のようなまい施策が必要です。

CO2の主な排出源は産業部門、民生部門、運輸部門です。電力多消費型の家電機器の普及と自動車の燃費効率の悪化はほぼ飽和に達したことを考えると、これからの見通しを単に過去のトレンドの延長で増加すると見るのはあまりにもナイーブです。低燃費車の普及、モーダルシフトの促進等を行えば、十分削減の余地があると見るのが妥当です。

温暖化対策と経済成長がトレードオフの関係にあるようにいわれることがあり

ますが、決してそんなことはありません。たとえば炭素税を導入することは消費者から政府への所得の移転であり、政府がその使い道を誤りさえしなければ、それが経済成長の鈍化に直結することはありません。ただ温暖化対策によって、広い意味で利益を受ける産業と不利益をこうむる産業とに分れるのは確かで、後者に対しては手当てが必要となります。

ポール・ケネディという歴史学者が「(北欧3国とオランダ、デンマークでは)人々は教育水準が高く、人道主義に基づいたリベラルな文化を持ち、世界情勢に目をむけているので、環境にやさしい経済活動ができるのである」というニュアンスのことを言っています。日本は一人当たりのGDPは世界一、大学進学率もほぼ50%に達しています。今後、本当の意味で豊かで知的な国にすることがまず何よりも必要です。そして、大量生産・大量消費・大量廃棄の20世紀型文明に代わる21世紀型文明を構築することが日本の責務でありましょう。21世紀型文明はメタボリズム(循環代謝型)文明、適正消費、極小廃棄、リサイクル、省エネルギー、製品寿命の長期化などがキーワードとなると思います。そして、これらを達成するためには、炭素税制、政策減税措置、適正な補助金、研究開発、市民意識の高揚などの様々な手法の積み重ねが必要です。



セミナー中の佐和さん

*ベースライン;共同実施、CDMが行われなかった時に見込まれる排出量

連続公開セミナー今後の予定

6月から開始した連続公開セミナー「もっと知りたい地球温暖化防止」もあと1回を残すのみとなりました。来年度も開催します。取り上げて欲しいテーマなどありましたら事務局までお寄せ下さい。

●第7回

11月17(火)午後6時~9時

(コープイン京都/柳馬場六角下ル)

企業の国際環境規格への対応と温暖化防止

講演者:平井孝治(立命館大学経営学部教授)

:神田喜代一(環境システム研究所代表)

なお、これまでの資料を希望される方、あるいは質問・疑問のある方も事務局までご連絡ください。



第5回:途上国から見た排出権取引・CDM

温暖化問題に関する現在の状況と 日本に求められる役割 小野寺 勇利(地球の友ジャパン)

温暖化の影響を最も受ける途上国の現状は非常に厳しいものです。巨額の対外債務、先進国の歴史的排出責任、先進国からの技術、資金移転など、多くの複雑な問題を抱えています。更に温暖化対策が米国経済に悪影響を及ぼしてはならない、途上国が第一約束期間に意味ある参加をしなければならないといった米上院の決議、先進国の投資による途上国の排出増、米国の批准を口実にする日本等のアンブレラグループの主張などが交渉の対立点となっています。

このような状況の中開催されるCOP4では、京都議定書で定められた排出権取引・クリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施等の柔軟性条項、森林等の吸収源、条約上のコミットメントの妥当性、途上国の参加問題等が焦点となります。

シンクに関しては京都議定書で1990年以降の「土地利用変化と林業(LUCF)」を目標達成に加算することが決められました。ここには化石燃料からのCO2排出量に対して森林全体の吸収量が非常に大きいこと、カウントの方法、土地所有権、測定誤差、気候変化による吸収量の変化等の問題があります。CDMに関しては、先進国が途上国のクレジットを先取りする形で削減を行っているのか、ベースラインをどのように定めるのか、売買される時の売り手責任か・買い手責任か、といった問題があります。また途上国における持続可能な開発とは何か、林業プロジェクトと天然林・自然林

保護は両立しうるのか、ベースライン*の決定は途上国の国別目標値の設定につながらないか、等も考えられなければなりません。

京都議定書が「今世紀最大の貿易に関する合意」と言われたように、排出権取引は新たな国際市場の誕生を意味します。しかし途上国が今の状態でこの市場に入ってきて、条約が最終的に目指す地球規模での持続可能なエネルギー、排出量への移行が達成されるのか危惧せざるを得ません。日本はCOP4までの議長国として、米を始め、先進国の立場を変えるような働きが求められています。



セミナー中の小野寺さん



途上国の発展とクリーン開発メカニズム

Agus P. Sari (インドネシア/カワコニア大、パーラー校)

途上国の参加が問題となった背景には、2010年以降、途上国全体の排出量が先進国全体のそれを上回るという予測があります。しかしその場合でも、途上国の人口は先進国の5倍、更に累積の排出量で見れば、2020年になっても途上国は先進国に追いつきません。

議定書の発効には付属書I国先進国39ヶ国の他に非付属書I国16ヶ国の批准が必要です。しかし、米が議定書を批准しない、そのために他の先進国も批准しない、更に先進各国が抜け穴を探しているような現状ではこの16ヶ国を見つけるのは難しいでしょう。

ここで途上国を参加させようという仕組みが先進国と途上国の間の排出権取引であるCDMです。CDMには、途上国での持続可能な開発に貢献できる、また途上国が現在受けている気候変動による影響に対応する費用を賄うメカニズム



セミナー中のAgusさん

であることが期待されます。

途上国が議定書に参加するには持続可能な開発、主権の尊重、衝平性がポイントとなります。この衝平性というのは大気という我々の共通の財産をいかにシェアするか、ということです。人間活動によって排出できるCO2の上限を求め、それを人口比で各国に割り当てれば、先進各国の数字のゲームも必要なくなりますし、本来の環境の目的も達成できます。

途上国の経済成長には外部からの投資・外部の政策等が大きく影響します。そこで私の母国インドネシアに対して日本政府に何ができるかをお話します。

(1)インドネシアが木材を輸出する最大の相手国は日本ですから、日本での木材消費を減らすことでインドネシアのLUCFに大きく影響します。(2)また民間セクターからの投資の際に省エネ型の技術を移転する事が可能です。(3)公共投資でも、日本車を走らせるための道路ではなく、鉄道など公共交通網の整備に投資するなどの方法が考えられます。こういった投資によって、日本はインドネシアの社会・経済体質を変えていくことが可能です。

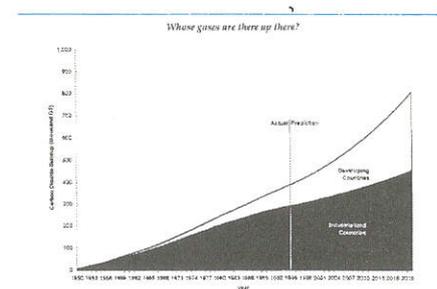


図: Whose gases are there up there?
(このガス誰が出してん?)

1950以降の累積排出量実績と見通しをあらわしたもの。黒が先進国で白が途上国。

気候ネットワークの 見解と解説

【国際制度などについて】

1998・10・19現在

【1】先進国がまず国内での削減を最優先して実施すること

(「わたしはほめさせていただきます」2・日本政府はまず6%削減できる国内対策をより)

気候変動を緩和させるという目的を達成するためには、これまで大量の温室効果ガスを排出してきた先進国が、まず国内で削減することが大原則である。先進国が成果を上げた後で途上国は参加するのが条約の中の「差異のある責任」原則に基づく合意であったはず。

【2】京都議定書の早期発効をめざすため、国際的な取引／譲渡の制度の詳細を確定するスケジュールをCOP4で決めること

(「わたしはほめさせていただきます」1・抜け穴をふさぎ、京都議定書の早期発効を！より)

京都COP3もCOP1で期限が切られたことで、なんとか合意にこぎつけた。京都議定書の早期発効・早期の対策実施を実現するために、合意を早める必要がある。

【3】途上国の参加問題については、日本政府は途上国の立場擁護に回ることによって米国の説得すべきである。

(「わたしはほめさせていただきます」7【CDMの項も参照】)

(「わたしはほめさせていただきます」4・地球規模の公正のため、南北のNGOの連携を！より)

この議論はまず、米国内の政治的な障害の問題から発生した。途上国は、気象災害に対する脆弱性が先進国よりも大きいこと、あるいは、数値目標以外の議定書ですらに多くの実質的な参加の道はあること、あるいは、第二期以降の交渉は、既得権維持ではなく人口一人あたりの公正を基準にして一からやり直すべき、という南のNGOの考えなどの妥当性を米国内に伝え、動かす役割を日本政府は果たすべきである。

【4】森林吸収源については、全ての吸収源の議論はIPCCの特別レポートを待つこと

(「わたしはほめさせていただきます」1・抜け穴をふさぎ、京都議定書の早期発効を！より)

言葉の定義によって非常に大きな「抜け穴」が広がるのが危惧されており、また、吸収量の算定など科学的に不確実性な要素も多く、検証も難しいため棚上げするべき。それによって、他の国際的な取引／譲渡の制度の討議に集中できる。

【5】国際的な取引／譲渡の制度の対象ガスと活動は、二酸化炭素の、排出活動に限定すること

(「わたしはほめさせていただきます」1・抜け穴をふさぎ、京都議定書の早期発効を！より)

HFC・PFC・SF₆は代替品の普及を進めるためにも、自国での生産全廃・全量回収の方向に進むべきである。メタン・亜酸化窒素は、計測に大きな不確実性が付きまとうので取引／譲渡の対象から除外し、二酸化炭素のみに限るべきである。同じ理由(不確実性)で森林吸収分も、排出量の取引／譲渡の対象から除くべきである(前項参照)。

【6】国際的な取引／譲渡の制度を「抜け穴」にしないために必要なルールを定めること

(「わたしはほめさせていただきます」1・抜け穴をふさぎ、京都議定書の早期発効を！より)

(1) 確実な削減を担保するルールと透明性を確保し、情報の完全な公開を確保すること
全ての措置に対して、取引量の確保や市場の育成よりも削減の確実性を優先し、かつ保証するためのルールを設けることが必要である。また、取引には、透明で検証可能な仕組みによる認証を義務づけ、審査・認証は、市民参加のもとで公正に行われ、全ての情報は明示されなければならない。

(2) 取引には上限を設け、「補完性」を守ること

議定書では、排出権取引と共同実施について、国内措置に対して「補完的」であるべきと記載されている。また、クリーン開発メカニズムについても、議定書の約束の「二部」の履行に寄与する、とある。取引には、購買量制限や販売量制限の上限を設け、「補完性」を確保すべきである。また、早期に「補完性」の中身を具体的に定義すべきである。

(3) 不遵守の取り扱いについて

1. 排出権取引の場合、売り手と買い手の両方が責任を負うことまた、不遵守の可能性を早期に見出すため、約束期間中には、各国の遵守見直し・達成度を公開事務局に通報することを義務付けるべきである。

2. 共同実施・CDMの場合、実施側と援助側の両方が責任を負うこと個別のプロジェクトが失敗し、期待した削減量が得られなかった時は、実施側、援助側のそれぞれが責任を負うものとするべきである。

【7】個別の国際的な取引／譲渡の制度については以下の点に留意すること

■排出権取引

【6】(1)(2)(3)を守ること

(「わたしはほめさせていただきます」1・抜け穴をふさぎ、京都議定書の早期発効を！より)

ロシアなど経済移行国の「ホットエア」は決して認めてはならない

これを抑制する手段として【6】(2)の上限枠を設けることが考えられる。▼「ホットエア」とは：ロシアなど経済移行途中国が経済停滞によって過去に自然に減少した2010年にも余っていると予想されるCO₂削減量。

■共同実施

【6】(1)(2)(3)を守ること

■クリーン開発メカニズム(CDM)

【6】(1)(2)(3)を守ること

(「わたしはほめさせていただきます」4・地球規模の公正のため、南北のNGOの連携を！より)

CDMに関しては、「途上国の参加」問題と関わりが深い。日本政府は、途上国の立場擁護に回ることによって米国の説得すべきであり、途上国の実質参加に絡めてCDMの無原則な促進を図るべきではない。

(1) 途上国の持続可能な発展に寄与し、公正、公平で、かつ将来の参加を可能にする仕組みを構築することCDMを利用して、今途上国が先進国に販売することは、将来途上国自体が削減目標を持ったときに行うべき対策を先に安売りにしてしまうことになりかねない。
(2) 先進国の削減を確実にする認証システムを構築することCDMによる先進国の

クレジット取得は総量規制の割増となる。ここが共同実施との大きな違い。つまり途上国の自主目標設定による排出量取引枠の拡大となるので、総量規制を無意味にするものである。先進国の国内での削減を軽減しない、ベースラインの設定、認証システムなどを構築することが必要である。

(3) プレバッキングを認める認証方法は厳しく設定することCDMに関しては2000年以降のプロジェクトの認証が認められているが、これは途上国の早期の対策実施を促す一方で、先進国が国内削減より安価な途上国への投資を選ぶことになりかねない。

【8】共同達成について、日本は環太平洋バブル(ロシアンバブル)を進めるべきではない。

(「わたしはほめさせていただきます」2・日本政府はまず6%削減できる国内対策をより)

認めるべきでないロシアなど経済移行国の「ホットエア」を日本は利用しないと、日本政府は宣言すべき。

EUバブルは政治的な統合過程にある国々の間で行われるが、ロシアンバブルは、自己主張の強い、その他の先進国の集まりであり、共通政策を行う基盤がないから不遵守となる危険性が高い。

11/2~13の間、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催されるCOP4では、このようなテーマで議論される予定です。

通産省、省エネ判断基準案を出す

トプラナー方式って誰のためのトプラナー？

10月14日、通産省は省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく省エネ判断基準案を発表した。

機器の効率基準の具体的な数値は法律には示さずに通産省告示などで定められてきた。今回は「トプラナー方式」(*注1)の導入などに伴う改正で、省エネ法の対象となる各種機器のうち、自動車、コンピュータ、磁気ディスク装置、テレビ、ビデオ、エアコン、照明(蛍光灯)、複写機について効率基準の案が報告された。また、工場についても事業者の判断の基準についての案が報告された。省エネ法の対象機器のうち新たに加えられた冷蔵庫は基準作りが手間取っているとのことで、今回の報告には間に合わなかった。

省エネ効果は別表の通りだが、これは1台当たりの省エネ率であり、総量として期待された効果が得られるのかは定かではない。今後省エネ部会で試算するとしている。確かに、後に示すように例外・抜け穴があって、各機器の技術見直し、販売見通しの予測ができたとしても試算できない事情がある。

今回の基準案の主な問題点は3つある。

一つは、いくつかの理由から数値が甘いと考えられることである。達成年度は早いものでも2003年度、一番遅いガソリン車は2010年度と、かなり先に定められた。規制を前倒して厳しい規制を入れることで業界内部でよい意味での技術競争が広がるのが期待されたが、多くの機器で規制開始が技術革新の2サイクル程度先とあって、すぐに厳しい競争が始まるとは思えない。

また、達成年度がかなり先に設定されたにも関わらず、今後の技術開発による全体的な効率改善・前進は考慮されていないため、現在の「トプラナー」にとってはもちろん、技術革新の度合によっては結果的に護送船団方式の基準になりかねない。

また、「トプラナー」といいつつ、先導的技術などを用いていることを理由に対象外となった例もある。自動車の場合、電気-ガソリンハイブリッドカーは対象外となり、希薄燃焼エンジンは従来型と対等、両方50:50で存在すると見て「トプラナー」を決めている。

2番目の問題点は、区分が細かすぎ、小型化など広い意味の省エネ化への誘導が阻害されていることである。ガソリン自動車は区分が9、エアコンは50もある。乗用車の中でも普通乗用車(いわゆる3ナンバー)は燃費が悪いが、この自動車保有台数は物品税廃止の「政策効果」などのために93年以降2倍以上に増えている。今回のきめが細かすぎる区分設定により、普通乗用車向けには甘い基準が適用(ガソリン車の場合、車両重量700kg以下と比較して、2300kg超は3分の1以下の燃費も許容)され、小型化への誘導は期待できない。

3番目の問題点である規制の対象外の機器が多すぎることは、この基準の実効性を著しく低下させることになる。エアコンでは97年度(冷凍年度(*注2))だけでも591万台もの出荷が見込まれるカーエアコンをはじめ、十数もの適用除外要件がある。台数ベースで適用範囲は5割弱、複写機では、ファックス兼用タイプや、今後急速な普及が予想されるカラーコピーなどが「特殊であり、評価基準がむづかしい」などとして対象外となり、全体の5割強しか対象にならない。自動車に至ってはガソリン車、ディーゼル車ともに2.5トン以上のものは対象外となり、ディーゼルの場合には大半が適用除外となる。磁気ディスクのように、過去の販売のピーク時の販売台数の10%以下しか売れていないものは対象外(当然効率基準に適合しないと思われる)という例外を認めたものまでである。

以前の密室非公開の状況と比較すると、小委員会も含めて簡単な議事録がインターネットなどを通じて公開され、意見の募集も行われるようになった。(*注3)

しかし、部会は公開されたが小委員会は非公開。意見募集も結果に反映される保障がない。委員の構成も以前と同様で、多くは業界団体代表であり、通産省の審議会ではおなじみの学者さんも多い。環境分野の専門家、NGOの代表は皆無に近く、技術的検討に終始してきた。

このような基準案は、温暖化防止対策の大きな柱を弱めるものだ。今後も機器のユーザーである企業や国民は無駄な燃料代を支払い続けることになる。経済的にも大きなマイナスとなり、効率の悪い機器を温存することで将来の製造業の競争力にも影響が及ぶことすら危惧もある。

今後、これらの基準案は審議会の答申・報告を経て、通産省告示などで決定、施行される予定だ。

表 2010年目標値の参考試算について

対象機器	2010年目標値の参考試算	効率基準の目標年	基準年等
ガソリン車	21.40%	2010年度	1995年度
乗用車	22.80%	2010年度	1995年度
貨物車	13.20%	2010年度	1995年度
ディーゼル車	13.10%	2005年度	1995年度
乗用車	14.90%	2005年度	1995年度
貨物車	6.50%	2005年度	1995年度
コンピュータ	約56%	2005年度	現行基準
磁気ディスク装置	約72%	2005年度	現行基準
テレビ	17.24%	2003年度	1996年度
ビデオ	61.22%	2003年度	1996年度
エア コン	冷暖房兼用 約50%	2004年度	1997年度
	冷房専用 約14%	2007年度	1997年度
照明	20.19%	2005年度	1996年度
複写機	30.97%	2006年度	1997年度

*エアコンの年度は「冷凍年度」

注1：【トプラナー方式】

対象機器のうち、現在ある最高の効率あるいはそれ以上の効率を当該機器の効率に採用する規制方式。5月の省エネ法改正で新たに取り入れられた。

注2：【冷凍年度】

前の年の10月から当該年の9月までをさす。例えば2004冷凍年度は2003年度10月にはじまり、2004年9月に終わる年度。(出典:エアコンの判断基準の小委員会とりまとめ)

注3：【通産省のホームページ】

<http://www.mini.go.jp> がトップページ。意見募集に関する情報は下を参照。

通産省は11月23日まで省エネ基準案に対する技術的裏付けのある意見を受付中

<http://www.miti.go.jp/feedback-j/istop01j.html>

原子力政策円卓会議

第一回(9月9日)および第二回(10月26日)円卓会議に気候ネットワークから浅岡代表が出席。次回第3回は福井で11月24日に開催。この会議の詳細な議事録は原子力政策円卓会議事務局(TEL:03-3277-0833/FAX:03-0277-3475)あるいは科学技術庁のページ(<http://sta-atm.jst.go.jp/entaku/>)を参照。

基本方針策定審議始まる

中央環境審議会企画政策部会で地球温暖化対策推進法の施行に向けての「基本方針」も策定作業が始まった。11月11日のヒアリングの後、小委員会(11月17日、12月1日、12月8日)をもち、12月25日には素案をまとめ、意見公募の予定。浅岡代表も専門委員として参加する。

COP4に環境NGO参加～30人がアルゼンチンへ

気候ネットワーク・CASA・WWFJ・地球の友・地球温暖化防止京都ネットワーク・ネットワーク「地球村」などから30人がCOP4にオブザーバー参加。Kikoの発行を予定。

南のNGOをCOP4へ

COP4に南の声に届けるため、気候ネットワークは次の6名を招聘しました。

- ・Mr. Saleemul Huq<Bangladesh Centre for Advanced Studies/バングラデシュ>
- ・Ms. Nikhat Jamal Qaiyum<Centre for Science & Environment/インド>
- ・Mr. Surya Mulandar<CANSEA coordinator/インドネシア>
- ・Mr. Anung Karyadi<WALHI Indonesia/インドネシア>
- ・Mr. Sam Ferrer<Green Forum Philippines/フィリピン>
- ・Mr. Seo, Hyung-won<KFEM/韓国>

招聘募金へのご協力、ありがとうございます。引き続き支援よろしく願いいたします。

募金口座 郵便振替 00940-6-79694(加入者名:気候ネットワーク)
 東京三菱銀行京都支店 普通預金 1370852(気候ネットワーク)

↑参議院

地球温暖化対策推進法 両院付帯決議

←衆議院

地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する附帯決議
 平成10年10月1日 参議院国土・環境委員会
 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 京都議定書で定められた我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けては、排出量取引等の国際的措置は目標達成に当たって補完的なものであるとされていることに留意し、また、過大な吸収量を見込むことは温室効果ガスの排出削減努力を損なうおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、本法を始め国内における温室効果ガスの排出削減対策の整備・推進に力を傾注していくこと。
- 二 地球温暖化対策に関する基本方針については、地球温暖化防止行動計画についてなされている様々な指摘を踏まえ、各主体が真に削減効果の上昇を講ずることとなるように、国民の意見を広く聞きながら、その内容を厳密に定めること。
- 三 温室効果ガスの排出削減のためには事業者の果たすべき役割が大きいことにかんがみ、その事業活動に関する計画の策定・公表が促進されるよう積極的な支援を行うとともに、計画の実施状況についての把握に努めること。
- 四 国民一人ひとりの温室効果ガスの排出削減努力を促していくため、京都議定書及び本法の趣旨の周知徹底、普及・啓発等の一層の推進を図るとともに、製品についてその利用に伴って排出される温室効果ガスの排出量など各般にわたる情報の収集・公表に努めること。
- 五 全国及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターについては、国民・住民の協力・参加を求めて運営されるよう必要な措置を講ずること。
- 六 京都議定書の早期発効に向けて積極的なイニシアティブを発揮するとともに、吸収量の取り扱いや排出量取引等の国際的取組に関するルールづくりについては、これらが各国の温室効果ガスの排出削減措置の「抜け道」とならないよう、その国際的な交渉にリターシブを発揮すること。
- 七 京都議定書の実施に付した温室効果ガスの排出削減ができる法律制度を早急に構築すること。

地球温暖化対策の推進に関する法律案に対する附帯決議
 平成10年9月4日 衆議院環境委員会
 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 京都議定書で定められた我が国の温室効果ガスの削減目標については、排出量取引や共同実施等は目標達成に当たって補完的なものであるとされていることに留意し、本法の適切な実施、省エネ法等関係諸法律との連携強化、その他の地球温暖化防止対策の一層の充実等により、目標の達成に向け国内対策の強力な推進を図ること。
- 二 地球温暖化対策に関する基本方針については、これが本法の目的達成のための最も重要な役割を果たすものであることにかんがみ、地球温暖化防止行動計画が策定された後も、一九九〇年以降二酸化炭素の排出量が増加し続けている現状を謙虚に反省し、各主体が真に削減効果の上昇を講ずることとなるように、その内容を厳密に定めること。
- 三 政府自ら定める温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画については、率先実行の姿勢を国民に示すため、具体的かつ明確にその内容を定め、これを確実に実行するとともに、計画の実施状況についての分析・評価等を行い、さらにこれらの情報を国民へ提供していくこと。
- 四 事業者が、温室効果ガスの削減に向けて自主的に法律に基づく計画等を策定、公表するよう促していくため、技術的情報、他の事業者による先駆的な取組等についての情報の提供など、積極的な支援を行うこと。
- 五 国民が温室効果ガスの排出削減を行うに当たっては、国民一人一人のライフスタイルを見直すことが肝要であること。

ことにかんがみ、国民各層に対し、本法及び京都議定書の趣旨の周知を図るとともに、特に、国民の担う役割に關して普及・啓発、教育・学習等を通じてなお一層の理解を得るよう努めること。

- 六 政府、地方公共団体及び事業者の策定する実行計画等の内容及びその実施状況を公表し、社会的評価を受けることによつて、地球温暖化対策の推進を図ることが本法において重視されていることから、これを促進するため、策定された実行計画等及びその根拠となる情報を収集し、これらの情報に基づいて分析、評価を行うとともに、その結果を広く国民に提供するように、必要な措置を講ずること。
- 七 地球温暖化対策の推進に当たっては、国民の賛同と参加を得ることが重要であることにかんがみ、基本方針の策定、実行計画の実施状況の評価等に当たり国民の意見を聞くとともに、全国及び都道府県地球温暖化防止活動推進センターの活動に国民、住民の意見が十分反映されるよう必要な措置を講ずること。
- 八 京都議定書の早期発効に向けて積極的なイニシアティブを発揮するとともに、排出量取引等の国際的仕組みの構築に当たっては、これらの仕組みが各国の温室効果ガスの排出削減措置の抜け道とならないよう、その国際的な交渉に指導力を発揮すること。
- 九 二〇一〇年には途上国の温室効果ガスの総排出量は先進国の上回ると推定されていることから、途上国における取組が強化されるよう、我が国がCOP3で発表した「京都イニシアティブ」を着実に実施し、途上国への技術移転、資金供与、途上国での人材育成等を積極的に進めること。
- 十 大気中の温室効果ガスの濃度、気象や生態系の変化の状況を適確に把握するための観測・監視及び地球温暖化による地球環境への諸影響の予測に関する調査・研究を充実するとともに、その成果を広く各主体に積極的に提供する。
- 十一 環境委員会においても今後の地球温暖化防止対策の推進に寄与するための必要性から、各主体における温室効果ガスの排出削減等の実施状況を初めとする本法の運用状況及び本附帯決議の実施状況を本委員会に対し適時適切に報告すること。

右決議する。



エコアジア市民フォーラム とともに活動して

濱畑哲/みやぎ環境とくらしネットワーク事務局次長

仙台市で98年アジア環境大臣会合が行われるのをを受けて、5月8日に“エコアジア市民フォーラム”が結成されました。“エコアジア市民フォーラム”に参加した約100名のボランティアの方々には日常の生活の中で環境問題に関心を持ちつつも、各々の事情によりなかなか行動を起こしにくい状況の中にいる方でした。“青い地球を子どもたちの手へ”という熱い思いが、たった3ヶ月という短い期間でこのフォーラムの活動を成功に導いたのです。

主義主張も異なる様々な人が集まり、これほど大きく国際的な活動は東北では初めてのことで、暗中模索の状態の中で、自分の時間をすべてこのフォーラムの活動に費やし“なんとか成功させよう”と一つになっていきました。東北6県を中心とした全国のNGOや協同組合の方々、募金や「頑張ってくださいね」とふと声をかけてくださった

市民の方々の支援協力、このフォーラムを一つのNGOとして認知して下さった行政・諸団体の方の、目に見えない配慮がこの活動の大きな支えとなりました。

本フォーラムは、一貫して参加する市民の立場で企画し、参加しやすく、内容にも満足していただくことを常に念頭に置き行動しました。

●7月23日(木)

「地球温暖化ってなあに?地球のみらい発見隊、エコ広場に集れ!」「木と遊び、コマをつくるコーナー」「ドジョウつかみどり(飼育方法パンフレット配付)」「三菱マテリアルの廃家電処理ブース」「地球温暖化パネル展示」など(300名)。

●9月15(祝・火)

「環境国際シンポジウム」16ヶ国の子どもたちの開会宣言。16テーマにわかれてのワークショップで各分野の著名な講師と膝を交えての活発な意見交流、環境劇とアジアの踊り、手作り交流パーティー、ワークショップの意見をまとめた環境宣言など(438名)。

●9月19日(土)

「環境市民パレード」東北福祉大学のチアリーダーがサンバのリズム、手作りのプラカードを手に、海外招聘NGOの方と一緒にパレード(60名)。

一連の企画に関して多くのボランティアの方に携わっていただきました。中でも「もしこのようなイベントがあったら、その時はぜひお客様として参加したい。本当に面白く為になりそうな内容でしたものね」というのが印象に残りました。



ワークショップ



パレード

エコアジア市民フォーラムに気候ネットワークは、アグス・サリ氏(インドネシア)、アシーナ・ロンクイロ氏(フィリピン)、ナウル・バレイレブカ氏(フィジー)を招聘しました。

どうなるCOP4? 熱気であふれた東京のシンポ 「京都会議の落としもの」

あの「COP3」から10ヶ月。残念ながらその後の国際交渉は非常に見えにくい。COP4を前に皆で議論しようと、10月19日、シンポジウムを開催した。100人近い人が参加し、COP4への市民の関心の高さをうかがわせた。「京都議定書とは?」という解説を踏まえ、3つのテーマで、行政とNGOとが討論。松尾直樹氏(地球環境戦略研究機関)は、各国とも大幅に温室効果ガス排出が増えている現状を考えると京都議定書の2008~2012年に1990年比5%以上削減という先進国の目標は厳しいもので、議定書の目標達成のために、市場原理を生かした排出権取引は必要かつ効果的な制度であるという認識を示し、鮎川ゆりか氏(世界自然保護基金日本委員会)は、排出権取引によって、先進各国の国内削減が進まないことを懸念した。

森林などの「吸収源」について、井出光俊氏(林野庁)は、森林を二酸化炭素を吸う「バケツ」としか見ない議論に憤慨し、温暖化問題における森林の真の貢献は、IPCCも

言っているように、木を育て再生可能な範囲で大いに利用し、鉄鋼やセメントなど二酸化炭素多排出の材料に代替することであると話した。小倉正氏(熱帯林行動ネットワーク)は、「もともとNGOは京都議定書に森林を入れるべきでないとやってきた。日本は国内削減分に加えると1990年時点で森林についてCO2排出国であるという試算もあり、日本が吸収源に頼らず6%削減することが国際貢献にもなる」と指摘した。「途上国の参加問題」については川島康子氏(国立環境研究所)がCOP1での「ベルリン・マンデート」のから流れで京都議定書でも途上国への削減義務付けには至らなかったこと、現在は途上国への義務付けに強硬なアメリカの批准と絡んだ問題になっている経過を説明し、今後の途上国参加への方法のオプションを示し、NGOは途上国側に立って声を上げるべきだと述べた。小野寺勇利氏は、気候変動で一番ダメージを受けるのは技術・資金がない途上国であることを忘れてはならないと話した。地球の友のネットワークの半分以上は途上国にあるため、非常に実感がこもる。

後半、排出権取引を使い国内で削減しなくても倫理的な問題はあるかもしれないが議定書上は問題ない、ロシアなどの「ホットエア(経済低迷で自然に減った分)」を他国が買っても先進国全体で5%以上削減は達成されるのだから構わない(松尾氏)、制度は目標を達成するためのものであり「先に制度ありき」ではない、温室効果ガス削減はずっと続けるもので排出量取引で最初だけ目標が守れればいいというのではなく長期に対策を考えるべきだ(川島氏)などの議論が白熱した。

8団体から気候変動/地球温暖化問題の取組みも紹介され、今後の活動の方向を考えるシンポジウムとなったのではないかと



市民が進める温暖化防止への道

期日：12月5日、6日

場所：京都市北文化会館（キタオオジタウン内）
：大谷大学（地下鉄北大路駅下車）

主催：気候ネットワーク

：地球温暖化防止京都ネットワーク

COP3・1周年

京都議定書が採択されたにもかかわらず、国際交渉も行き詰まり傾向、国内の温暖化防止対策も遅々として進んでいない現状で、今求められているのは、市民の立場からの温室効果ガスの排出削減、温暖化防止への取り組み。多くの事例をもとに、市民が行政と企業とのパートナーシップの中に、率先して進めていく方策を討議し、今後の進むべき方向を議論します。

NGO交流会、展示企画への参加を募集中!

シンポジウム

5日…午後1:30～午後5:20

テーマ：京都会議からの出発 市民が進める温暖化防止への道

セッション1:京都会議から1年・何が変わったか? (基調報告:吉井正澄・水俣市長)

京都議定書を受けて 政府・事業所・市民・議会の対応 COP4で何が話し合われたのか 京都からブエノスアイレスへ 市民のバトンリレー スライド「進む温暖化」など

セッション2:京都議定書を活かそう(取り組み事例から)

●手作り懇親会 5日 午後6:00～8:00

NGO活動交流会 分科会

6日…午前10:00～午後4:00

●国際自然エネルギーバイオア会議 ●オフィス経営グリーン化への市民戦略 ●心をかえて温暖化防止 「ワークショップ:理想の新しい環境家計簿をつくる」 ●京都、ブエノスアイレス、そして?～国際交渉での論点と今後の課題 ●フリーセッション つながりあう市民運動と地球温暖化

展示・交流企画

5日…午前11:00～/6日…午後4:30

各団体・グループの活動発表など自由なテーマで各地の取り組みを発表

COP3子どもまつり

6日…午後

音風景コンサート「海」やエコステージなど、未来世代のメッセージをアピール

Volunteer
Activities
from Kyoto

Episode 3 エコステージ'98チーム

ボランティアの活動から...

COP3一周年企画の中の「エコステージ'98」(12月6日)は、小中高生たちに、スピーチ、歌、寸劇などで環境問題を自由に表現してもらおう「フリーアピールコンテスト」です。

学生ボランティアたちは今、「エコステージ'98」の参加要請のために学校を回ったり、参加者

に渡す賞品を集めるために全国の企業に協力の依頼を行ってます。このような作業を通じて社会を垣間見る思いで一つ一つの作業にも、日に日に自分が成長しているのを感じます。

昨年、COP3という大きな国際会議が京都で開かれたことによって学生にはすばらしいチャンスが与えられました。今年もまたチャンス到来。一人でも多くの方のご参加を待っています。

(中嶋 留美/エコステージ'98ボランティア)

COP3一周年イベント

ボランティア募集中!

エコステージ企画を

はじめ、会場運営など。

問合せは事務局まで。



エコステージなどのチラシにも使わせていただいているハイムーンさんのイラストによるカレンダー。

JEE 1998
エコプロジェクト
カレンダー

問合せ:075-751-5404(JEE)

事務局から...

●気候フォーラム活動記録集完成間近

気候フォーラムの活動を総括し、まとめた活動記録集(報告書総集編)が完成間近です。COP3一周年記念イベントにて販売します。また、現在在庫のある出版物は気候フォーラムの1年(日・英/ダイジェスト版報告書)、新聞記事資料集、1日前シンポジウム報告書、招聘事業報告書、畜産シンポジウム報告書」と気候ネットワーク紹介リーフレット(3つ折りパンフ)です。日本の温暖化政策とNGOとUNFCCC資料集は現在絶版です。ご了承下さい。

●地球温暖化防止ニュースレター「HotTalk Now!温暖化」発行中

政府・国会・NGO・科学技術・国際動向などの最新の動きを短くまとめたニュースレターです。10日に1度発行。E-mailまたはFAXで会員の方には無料送信しています。届いていない方はご連絡ください。

●ありがとうございました。

ゼロコーポレーションに会議室を貸与していただきました。ありがとうございました。

ご支援に厚くお礼申し上げます。

<イベント情報>

レインボーパレード

日時:11月7日・8日 終日

場所:代々木公園B地区

主催:レインボーパレード実行委員会

問合せ:03-5468-6898

:http://www.rainbow.gr.jp

地球温暖化防止市民パレード

日時:11月8日 午後1時

場所:京都、円山公園内集合

主催:地球温暖化防止京都ネットワーク

問合せ:075-251-1001

気候ネットワーク通信「気候Network」3号
1998年11月5日発行

代表:浅岡 美恵 副代表:須田 春海
事務局長:田浦 健朗 編集・DTP:山口 洋典

604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル305
Tel. 075-254-1011 FAX.075-254-1012
E-mail. kikonet@ca.ax.apc.org
URL. http://www.jca.ax.apc.org/kikonet/

<東京事務所>
102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル302
Tel. 03-3263-9210 FAX.03-3263-9463
E-mail. kikitoko@ca.ax.apc.org

郵便振替口座:01090-7-36485(加入者名:気候ネットワーク) 銀行振込口座:東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852(気候ネットワーク)